

## 「内閣府本府次世代育成支援行動計画」の進捗状況について

平成 25 年 2 月  
大臣官房人事課

内閣府では、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の「特定事業主行動計画」として、「内閣府本府次世代育成支援行動計画」（以下「計画」という。）を定めています。

計画は、職員の「仕事と子育ての両立」を直接の目的としていますが、本計画に基づく関連施策を総合的かつ計画的に実施することを通じて、子育てはもとより、生活の中で直面するさまざまな課題に対し、仕事をしながら安心して取り組める職場環境を整えることにより、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を目指すこととしています。

本資料は、法第 19 条第 5 項において、「特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない」とされていることを踏まえ、作成・公表するものであり、計画で定めた目標と平成 23 年度における達成状況は以下のとおりです。

### 【目標 1】

子どもの出生時における男性職員の休暇（特別休暇）の取得率 100%、男性職員の育児参加のための休暇（特別休暇）の取得率 80%を達成する（平成 26 年度末）。

表 1 子どもの出生時における男性職員の特別休暇（2 日間）取得状況

	平成 17 年度	21 年度	22 年度	23 年度
特別休暇取得権者数（人）(a)	88	59	78	62
うち休暇取得者数(人) (b)	38	39	41	46
休暇取得した者の平均取得日数	1.3 日	1.8 日	1.7 日	1.8 日
取得率 (b/a)	43.2%	66.1%	52.6%	74.2%

子どもの出生時における男性職員の特別休暇（2 日間）の取得状況（表 1）については、平成 22 年度には取得率 52.6%であったが、平成 23 年度には 74.2%と増加している。目標値（100%）を達成するため、より一層、制度の周知徹底を図るとともに、子どもの出生に伴い有給休暇を取得しようとする職員に対し、当該特別休暇の利用を促進する必要がある。

なお、平均取得日数については、平成 23 年度は 1.8 日となっており、横ばい傾向となっている。

表2 男性職員の育児のための特別休暇（5日間）の取得状況

	平成17年度	21年度	22年度	23年度
特別休暇取得権者数(人)(a)	88	59	78	62
うち休暇取得者数(人)(b)	18	25	20	19
休暇取得した者の平均取得日数	3.3日	3.3日	3.4日	3.1日
取得率(b/a)	20.5%	42.4%	25.6%	30.6%

男性職員の育児のための特別休暇（5日間）の取得状況（表2）については、平成22年度には取得率25.6%であったが、平成23年度には30.6%と増加している。目標値（80%）を達成するため、より一層、制度の周知徹底を図るとともに、出産に伴う育児のために有給休暇を取得しようとする職員に対し、当該特別休暇の利用を促進する必要がある。

なお、平均取得日数については、平成23年度は3.1日となっており、減少している。

**【目標2】**

育児休業（無給）の取得率について女性100%を維持しつつ、男性10%以上（希望する職員は全員）を達成する。（平成26年度末）

表3 育児休業取得者数の推移

		平成17年度	21年度	22年度	23年度
女性	内閣府	7人(7人)	17人(18人)	6人(6人)	19人(21人)
		100%	94.4%	100%	90.5%
	各府省平均	92.4%	98.3%	99.7%	99.7%
男性	内閣府	1人(88人)	3人(59人)	0人(65人)	1人(62人)
		1.1%	5.1%	0.0%	1.6%
	各府省平均	1.0%	1.7%	3.5%	3.9%

(注) 括弧内は新規育児休業取得権者数

育児休業取得率（表3）については、女性職員は90.5%、男性職員は1.6%となっている。

男性職員について見ると、平成22年度には取得率0.0%であったが、平成23年度には1.6%と増加しているものの、各府省平均を下回っているため、引き続き制度の周知徹底及び育児休業取得に関する理解の促進等を図る必要がある。

なお、男性職員の育児のための特別休暇（5日間）を取得した者のうち、取得後1ヶ月以内に別途有給休暇を取得している者の割合は約63%で、1人当たり平均約2日取得している。今後、育児休業の取得だけでなく、育児のための有給休暇の取得の促進も図っていく必要がある。

**【目標3】**

平成17年に比べ、年次休暇の取得日数を20%増加させ、15.7日以上とすることを目指す（平成26年末）。

表4 年次休暇の取得状況

		平成17年	21年	22年	23年
平均取得日数	内閣府	13.1日	13.0日	13.3日	12.4日
	各府省平均	—	12.8日	12.9日	12.9日

年次休暇の平均取得日数（表4）については、平成17年は13.1日であったが、23年には12.4日となっており、減少している。

このため、各部局において四半期ごとに休暇取得予定表を作成し、特に子育て等に必要な行事（入学式及び授業参観等）、家族の記念日（誕生日及び結婚記念日等）などに係る休暇取得予定について、職員に積極的な記載を促すこと等により、引き続き休暇を取得しやすい環境の整備に努める必要がある。